



市外にお住まいの方にはふるさと納税をお知らせください

●お問い合わせ／市長公室広報広聴係 ☎26・5706

ふるさと納税は、納税者が自分の意思で、税金の一部を生まね育ったまちや進学、転勤などゆかりのあるまちなどに寄付することができると納税した金額を確定申告すると、金額に応じて住所地の個人住民税や所得税が軽減されます。

酒田を離れて暮らす家族や親戚、友人、知人に紹介していただき、ふるさと酒田への応援をお願いします。

ふるさと酒田便をお送りします

市外にお住まいで、1万円以上のふるさと納税をした方に本市の特産品を送ります。

ふるさと酒田便／米、日本酒、漬物、果物、菓子類、工芸品など

◆日本海総合病院で、PET/CT検査や人間ドックが受診できるコース（納税額20万円以上）もあります。

申し込み／ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」から直接申し込みか、市ホームページ

から寄付申込書をダウンロードし、〒998-8540（住所不要）酒田市長公室広報広聴係へ FAX 26・3688 Eメール koho@city.sakata.lg.jp

city.sakata.lg.jp

▲ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」QRコード



▲市ホームページQRコード



納税方法／郵便局での払い込み、金融機関からの振り込み、クレジットカード払い

◆詳しくは同係へ問い合わせるか、市ホームページを参照してください。



国民年金学生納付特例制度

●お問い合わせ／市国民年金課国民年金係 ☎26・5728

国内に住む全ての20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し、保険料を納付することが法律で義務付けられています。収入のない学生には、申請によって保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

申請日から2年1か月前までの学生期間に関して申請できます。納付が困難な方は申請してください。

対象／申請をしようとする期間の前年の所得または前々年の所得が118万円以下で、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学日本分校（夜間部、定時制課程、通信制課程を含む）に在学または在籍していた学生
申請／年金手帳または基礎年金番号の分かるもの（納付書など）、学生証（コピーの場合は両面）または申請期間の在学証明書、卒業して学生証のない方は在籍（期間）証明書、印鑑（本人自署の場合は押印不要）を持参し、市役所1階国民年金課国民年金係（10番窓口）へ

◆会社を退職して学生になった方は退職を確認できる書類（雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など）が必要です。

◆同一世帯の方が代理で申請する場合は、代理の方の本人確認書類が必要です。

◆在学中は毎年申請が必要です。前年の申請が承認された方で、翌年も同じ学校に在学する場合、日本年金機構からはがき形式の申請書が送付されますので、必要事項を記入して返送してください。

◆同制度で納付が猶予された期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受給するために必要な資格期間に加算されます。





住居表示の

届け出を忘れずに

●お問い合わせ／市民課住民係
☎26・5723

住居表示実施地区に建物を新築・改築した場合は、住所を決めるための届け出が必要です。

◆建物外壁ができ、玄関から道路への出入口が確認できるようになり次第、届け出ができます。

◆届け出後に調査をして、住所が決まるまで一週間程度かかります。

●住居表示実施地区

相生町一・二丁目、旭新町、泉町（一部）、一番町、入船町、大浜一・二丁目、大町、御成町、大宮町三・四丁目、上本町、亀ヶ崎一〜七丁目、北今町、北里町、北新町一・二丁目、北千日町、北浜町、寿町、古湊町、幸町一・二丁目、栄町、山居町一・二丁目、末広町、住吉町、千石町一・二丁目、千日町、高砂一〜四丁目、中央西町、中央東町、堤町、東栄町、中町一〜三丁目、新井田町、西野町、二番町、浜田一・二丁目、浜松町、光ヶ丘一〜五丁目、東中の口町、日吉町一・二丁目、船場町一・二丁目、本町一〜三丁目、松美町、緑町、南新町一・二丁目、南千日町、宮野浦一〜三丁目、若竹町一・二丁目、若浜町、若宮町一・二丁目、若原町

春の交通安全県民運動

4月6日(水)〜15日(金)

●お問い合わせ／市まちづくり推進課
市民相談室 ☎26・5726

春は、交通

ルールに慣れない新入学児童・園児の通学・通園が始まる時期です。

◆歩行者や自転車利用者の行動範囲が広がることから、交通事故の多発が懸念されます。

●運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 道路横断時・交差点における交通事故防止（横断歩行者保護意識の徹底）
- 3 自転車の安全利用の推進

●自転車安全利用5則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ヘルメットを着用
- ⑤子どもはヘルメットを着用
- ⑥飲酒運転の根絶
- ⑦後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



酒田市歯と口腔の健康づくり

推進条例が制定されました

●お問い合わせ／市健康課健康係
☎24・5733

4月1日から施行される同条例には、口腔衛生に向けた基本理念や、市民、医療関係者、市それぞれの責務が示されています。

【基本理念】

- 1 市民一人一人が、生涯にわたり日常生活において歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、治療を受けることを促進すること
- 2 乳幼児から高齢者までそれぞれの時期における口腔の状態および歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的な歯と口腔の健康づくりを推進すること
- 3 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野で連携を図りつつ、市民の総合的かつ計画的な歯と口腔の健康づくりを推進すること

●市民の役割

歯科疾患の予防や治療、相談、定期健康診断など、歯と口腔の健康づくりに関しての日常的なケアを行うため、かかりつけ歯科医を持ちましょう。



第2次酒田市子ども読書活動

推進計画を策定しました

●お問い合わせ／中央図書館
☎24・2996

平成28年度〜32年度を計画期間とする第2次子ども読書活動推進計画を策定しました。

同計画では幼少期に身に付けた読書習慣を生涯にわたり継続できるように支援することを基本方針とし、次のことを重点施策として取り組めます。

●読書手帳を活用しよう

自分の読書活動の振り返りや今後の読書計画に役立ててもらうように、読書手帳を作成し、中学生までの子どもたちに配布します。

◆本年度は、3か月児、3歳〜5歳児、小学生が対象です。

●家読をはじめよう

家読とは「家族ふれあい読書」のこと。読書をきっかけに広がる家族のコミュニケーションを大切に、子どもが本に出会い、本に親しめるよう支援します。